

令和元年 第4回(定例)日南町議会会議録(第3日)  
令和元年6月21日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和元年6月21日 午前9時開議

- 日程第1 議案第63号 令和元年度日南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第64号 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第65号 令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 令和元年陳情第4号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第5 令和元年陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情
- 日程第6 令和元年陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第7 発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について
- 日程第8 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第9 発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について
- 日程第10 発議第10号 中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第11 発議第11号 行政調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会の調査)  
(総務教育常任委員会の調査)  
(経済福祉常任委員会の調査)  
(議会広報常任委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第63号 令和元年度日南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第64号 令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第65号 令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 令和元年陳情第4号 ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第5 令和元年陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情
- 日程第6 令和元年陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第7 発議第7号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出について
- 日程第8 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第9 発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について
- 日程第10 発議第10号 中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第11 発議第11号 行政調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会の調査)  
(総務教育常任委員会の調査)  
(経済福祉常任委員会の調査)  
(議会広報常任委員会の調査)
- 追加日程第1 委員の派遣について
- 追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査について  
(中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)  
(行政調査特別委員会の調査)

出席議員(10名)

1番	大	西		出席議員(10名)	2番	古	都	勝	人
3番	岡	本	健	保君	4番	荒	木		博君
5番	櫃	田	洋	三君	6番	岩	崎	昭	男君
7番	近	藤	仁	一君	8番	久	代	安	敏君
				志君					

9番 坪 倉 勝 幸君

10番 山 本 芳 昭君

欠席議員（なし）

欠 員（0名）

局長		事務局出席職員職氏名		花 倉 順 也君	
		花 倉 幸 江君	書記		
町長	中 村 英 明君	副町長		丸 山	君
教育長	伊 田 典 穂君	総務課長		木 下	君
企画課長	伊 實 延 太君	教育次長		村 上	君
住民課長	浅 田 太 雅君	病院事業管理者		中 財	君
農林課長	坂 本 文 彦君	建設課長		段 原	君
福祉課長	渡 邊 輝 紀君	保育園長		塚 本	君
会計管理者	長 崎 み よ君	農業委員会事務局長		松 道	君
				直 道	博

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君）おはようございます。  
 ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、第4回日南町議会定例会を再開いたします。  
 直ちに本日の会議を開きます。  
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第63号 から 日程第3 議案第65号

○議長（山本 芳昭君）タブレット議案書ファイルの6ページから47ページ、日程第1、議案第63号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第1号）、日程第2、議案第64号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第3、議案第65号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上3議案を一括議題として、前回の議事を継続いたします。  
 各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあれば、これを許します。  
 なお、質疑のときは、議案番号のお示しの上、質疑願います。  
 7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）63号の一般会計のほうの補正予算についてですけど、タブレットの46ページの説明書の中にあります日南町林業成長産業化モデル事業の中におきまして、風倒木伐採装置というものが、備品購入が、当初の枝払い練習装置から変更されて、作業の危険性を鑑みたら、こちらのほうにしたいというような説明でありました。執行部のほうから示されました資料の写真等を見ますに、この装置が652万というのは大変高額でありまして、これを認めることが果たして妥当なのかどうなのかというのが、自分、大変疑問に思っております。この装置につきまして、何か特許であったり、いろいろなことがあって、こういう高額になるという、大変、電子機器なども使われていないようでありまして、ただ単純なる油圧装置がついた練習機のように写真では見てとれるわけですけど、これが本当、妥当な価格だと担当課のほうではお考えでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）失礼します。林業成長産業化モデル事業のほうの備品購入費の変更ということですけども、風倒木伐採装置につきましては、こちらの機器につきましては、受注生産ということ、量販としてたくさんつくっている機材ではなく、受注生産ということがまず一つと、こういった機器が種類が余りないということで、機器の単価としては非常に高いものになっております。見積もりをとった段階で650万という見積もりのほうをとっておりますけども、前回の議会の際にも言われましたけども、購入、導入の際には入札、競争入札をして、できるだけ安く入れるようにということはいたいたしておりますので、この見積もりとしては現在650万ですけども、導入の際にはできる限り導入費が安くなるように努力したいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）この風倒木伐採装置の形式について、担当課のほうでは業者のほうから説明を聞いたり、また、現物を見ることはなかなかできないのかもしれないんですけど、これが、自分が聞きたいのは、本当、妥当な金額と担当課のほうではお考えでし

ようか。ほかにあるなしでなしに、本当、単純な装置としか自分は見ないわけですけど、内輪の話で申しわけないわけですけど、この辺の鉄工所でもちょっと工夫、技術があったらできるような装置ではないかということで、650万というのは大変高額な装置と自分では考えてますが、どのようにお考えでしょうか、再度お伺いします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）確かに金額としては高いというふうに思っております。ですが、機材の独自性、済みません、特許のほうまでは確認しておりませんが、現在、見積もりをとった際には、ここにしか、最初、こういった種類の伐採装置はないということを確認を聞いておりましたけども、さらに調べていたところ、ほかにもあるということを確認しておりますので、見積もりの段階で650万というのは高いというふうには私も感じておりますけども、この段階では妥当というふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）今、ほかの業者にもこういった類似する装置が、製造される業者があるということですけど、何社ぐらい今確認されておられますか。また、その過程においてもどういう経過で、またこの議会のほうにお示し願いたいと思います。どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）現在確認しておりますのは、もう1社でございます。これもインターネットのほうで調べて、ようやく1社見つけたというところで、それ以上、今のところはまだ見つけていないという状況であります。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）議案の一般会計補正予算ですけども、集落除雪対策支援事業で、政府は10月1日から消費税を増税という、一応今その方針ですが、仮に今回の定例会で補正予算が成立するとすれば、税込みで対象、1台100万という助成になっていきますが、明らかに、どうなるかわかりませんが、プレミアム商品券の予算も出ている関係で、同僚議員からも質問がありましたが、一定程度きちっと、これをすぐ周知されると思っておりますが、消費税2%といえ、1,000万の予算なら20万円の増税になるわけですよ。1台当たり、例えばアルミブリッジについても対象になるというふうな要綱の中にもありますけども、そういう備品も買える増税部分になると思うんですが、できればその増税前に、やっぱりいろんな業者の皆さんにも周知して、できれば本体部分が安く購入できるような考え方にしていきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）予算を議決いただいた折には、できるだけ早く周知、受け付けを始めたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）先ほどの同僚議員の質問に関連してですが、風倒木の関係ですが、これは、いわゆる写真を見る限り、山で切って、持って帰ったものを処理するのかわ、山にこれを持ち込んで、そこで処理するのか、この説明では、いわゆる曲がり等があるって危ないので、3点押さえでチェーンソーで切ると、こういうことになっておりますけども、山で切ってしまえばあんまり問題がないと思うんですけども、どこら辺にこの機械のメリットがあるのか、それについてお示しをいただきたい。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）この風倒木伐採装置ですけども、木が実際倒れてしまったりとか、通常立っている状態でなく、通常でない状態、木が重なって、部分的に違うところに圧力がかかっているとか、横に倒れている風倒木を切るときに、木が暴れるような格好ではねたりとかってことがどうしても作業中出てくると思いますので、そういった、その特殊な環境の中で作業すること、安全な環境の中でまず練習をしていただくというための装置になりますので、まず、普通に立っているものを切るという感覚ではなくって、倒れてしまったり、あちらこちらに木が乗っかっているというような格好で、切ったときには、木が切り終わったときに暴れるというような格好で、そういったことを研修するための装置というふうに考えております。

済みません、もう1点どこで使うかですけども、設置につきましては、この機械が5メートルという非常に大きいものになりますので、実習する現場のほうには持って入れませんので、事務所等周りのほうで今のところ活用をしたいというふうに思っております。ですので、木のほうにつきましても、伐採して、そちらまで持って出て、こちらの機械にセットをして、それから活用するというふうな格好になるかと思っております。

○議長（山本 芳昭君）2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）わかりましたが、いわゆる練習用の教材をするということ

であるようでございますけれども、毎日毎日使うもんでもありませんし、練習が何回かすれば、現場でそれができるといふようになります。けれども、果たして、数名の方の練習で600万もというのはいくらも思わぬわけですが、従来山の作業というのは、やはり経験を積んで、そういうことまでお金のかけられるメリットをもう一度説明をいただきたい。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）いろいろ御意見いただきまして、高額ではないのかなという話がある内容のものだといふふうに思っていますけれども、皆様も御案内のように、昨今の中で、最大の死亡的などころの中の一つとして、やはり風倒木に係るものというのにはあったといふふうに思っております。ですから、今回のアカデミーは、やはりそういった安全対策教育というところを優先に行いたいというのが主眼の一つでもありますので、そういった意味で、確かに高額といふところはあるかもしれませんが、今の見積もりの機種の中身といふか、2種類あるという話ですので、その辺の機械自体もやっぱり、どういまいしょうか、性能という意味ではありませんが、いかに現場に即した形の機械というものを選択しながら、金額についてもできるだけ、どういまいしょうか、安くなるような対策も含めて行いながら実行していきたいといふふうに思っておりますので、そういった意味での、少し高额的で、品物が余り出ていかないという商品であろうといふふうに思っておりますので、その辺、若干一般的には割高になっておるものかもしれませんが、安全教育の推進ということで御理解いただければといふふうに思います。

○議長（山本 芳昭君）関連ですか。

1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）今の質疑とか答弁を聞いておりまして、本当に安全のために、風倒木で想定されておられます。恐らく、年間に何回かしか使われないと思うんですけども、例えば今、自衛消防であるとかいったときに、風倒木があってチェーンソーでいう訓練もされてます。例えばそういったことの活用もできるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。要するに、自衛消防である公設消防の皆さん方が、よく見ます、チェーンソーですね、木が倒れているよということ、見たことあるので、そういったこともできるようなことを考えてもらえないかどうかをお伺いします。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）おっしゃられるように、町内企業、企業っていいですか、林業関係者の方も含めて、一時的って言やあおかしいですが、特別事業みたいなところというふうな流れの中ではできるんだらうといふふうに思いますので、そういった意味での利活用はさらに進めていきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）同じ項目なんですけれども、今さらっていう感じも私自身ありまして、実は、3月の議会で枝払い機400万円ほど認めておるわけなんで、今さらっていう感じもあるんですけども、枝払い機400万にしたって非常に高額だと思いますし、その枝払い練習装置にしたって、本当にこんなものが必要だったのかなと今さら思っておるわけなんですけれども、鳥取県林業試験場にこういう装置はいろいろ入っておりまして、アカデミーの研修の中で、町外の研修施設等に出かけて研修されるカリキュラムといまいしょうか、メニューがあるのかどうなのか。例えば鳥取市河原町ですけども、その林業研修所まで出て、年に数回の研修を、風倒木の処理の研修をされるっていうのも一つの方法だと思っております。林業の安全の面でいえば、いろんな練習装置があります。例えばキックバックの装置ですとか、落下物の危険の木材落下衝撃装置とか、いろいろありますけれども、そこら辺の、研修を、アカデミー以外へ出かけて研修を行うことができないのか、そして、その実際の計画はあるかどうか、質疑をいたします。

○議長（山本 芳昭君）坂本農林課長。

○農林課長（坂本 文彦君）林業アカデミーのカリキュラムの中には、アカデミー以外、それと町の環境林、実習林のほうでやるもの以外のももございまして、今回の風倒木のものに限りましては、この機械の研修をするがために町外のほうに出るといふ予定のほうは、今のところたしか組んでないといふふうに思っております。町外のほうに出るといふ場合につきましては、11月以降にインターンシップで、実際の事業者のほうに行くとか、林業機械の研修ということも10月以降に一応予定をしているといふふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私も第63号について質疑漏れありましたので、質問します。プレミアムつき商品券事業についてなんですけれども、タブレットの44ページになります。これについて幾つかを聞き逃しましたので、まず、商品券の発券から販売までの

手順、あと券の額面ですとか、有効期限、使える店の範囲、店舗数、それから実際にその使われた店が、今度また換金しなきゃいけないと思うんですけども、その換金の手順ですとか、そういったことを教えてもらえますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）プレミアムつき商品券につきましては、10月1日から発行を考えております。有効期限につきましては、令和2年3月31日ということで、この間に販売、あるいは使用していただくということになります。換金の方法につきましては、現在、詳細について詰めているところではございますが、基本的には商工会のほうで換金をとということ思っております。使用できる店舗につきましては、商工会の加盟店舗ということになりますので、町内の業者のほうが基本に置かれると思います。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）あと、発行して、販売はどこでやるのかということと、商工会の加盟店舗数は今どれぐらいなんですか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）済みません、ちょっと商工会の加盟店数のほうは把握しておりませんので、また御報告をさせていただきますが、額面については、一応国のほうからは500円というふうな形での、使いやすいという額面のほうを示されておりますが、できれば、日南町としては1,000円の額面というふうに考えております。

それで、販売につきましては、基本的には役場、企画課、あるいは福祉保健課というところでの販売を考えておまして、商工会さんのほうは、あくまでも事業者のほうから使われた商品券を換金をされるというような事務のほうを手伝っていただければというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。先ほどございました商工会の加盟店舗数ですが、企画課で把握しております143店舗でございます。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）ありがとうございます。

それで、重ねてお聞きしますが、このプレミアム商品券事業というのは、今年度のみなんですか。それとも来年度以降も続くもんなんですか。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）この事業につきましては、あくまでも消費税が8%から10%へということでの対応ということで、今年度のみ事業ということになります。

○議長（山本 芳昭君）岡本健三議員に申し上げます。質疑につきましては、同一の議題については3度を超えることはできないというふうに規定をしておりますが、特に、重要なことをお聞きしたいということがございましたら……（発言する者あり）質疑の回数、会議規則55条に3回というふうに規定してあるというふうに理解しておりますが、特に重要な案件が、特に聞きたいということがございましたら、聞いていただきたいと思っております。（発言する者あり）

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）確認しただけで、これからが本番なんですけども、結局お聞きしたかったのは、この事業の経済効果ですよね。どの程度、券を購入して使用する人に対して、どの程度メリットがあるのか、券を使ってもらう店舗等のメリットですね。あるいは、そのほかの人に対してメリットがあるなら、そういうメリットも教えてもらいたいんですけども。

それで、3度ということなんで、これで全部言わなきゃいけないんで、一応言いますが、結論から言うと、多分、私はそんなにメリットはないと思うんですけども、なぜかといいますと、例えば券を購入して使用する方、3歳未満のお子さんがおられる方が対象になってると思うんですけども、3歳未満のお子さんがおられる御家庭っていうのは非常に出費が多いです。例えば紙おむつだけでも、ある試算によると3歳まで毎年7万円、合わせて20万円ぐらいの使用になるということです。だから、年間7万円という、それだけでも消費税2%上がれば1,400円のプラスになるわけですね。そのほかにも、もちろん洋服も要るでしょうし、それからおもちゃも要るでしょうし、そのほかにも、もし車に乗せようと思ったらチャイルドシートも買わなきゃいけないだろうしということ、この5,000円プレミアムがついてもらったからと、2万円買って2万5,000円分が来たからといって、消費税が上がってしまえば、購入する方について、ほとんどメリットはないと思います。

それから、あと、店舗についてですけども、店舗も町内の店舗で買ってもらえるという意味で、ある程度のメリットはあるのかもしれないけれども、ただ、額があくまでも2

万5,000円に限られていますので、そうですね、ちょっと具体的にどんな店舗があるのかはつきりしないのでなんですけれども、大体住民税非課税の方がということなんですけれども、大体多くは恐らく年金で暮らしておられる高齢者の方ということで、ふだんそんなに米子に買い物に行ったりとかっていうようなことを余りされない方が多いんじゃないかと思います。そうすると、大体いつも町内で買ってる方がその券をもらって、また町内で買うだけということ、むしろ買ってもらう店舗にしても、今度それを商工会に持って行って換金しなきゃいけないっていう手間があるので、ほとんどメリットがない制度のようには私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）岡本議員に申し上げます。制度についての問い合わせ、御質問でしょうか。この予算についての質問でしょうか。整理をしていただきたいと思います。

○議員（3番 岡本 健三君）制度についてか、予算についてか。

○議長（山本 芳昭君）今の質問は制度について伺いますというふうに聞こえましたけれども。

○議員（3番 岡本 健三君）予算についてですけれども。予算をつけるに当たって、恐らく町としても当然国から受託をしてやるからには手間がかかるんで、その手間をかければ、何らかの経済的なメリットがないと、普通はなかなかやらないと思うんですが、そういう意味でいかがでしょうかということですよ。

○議長（山本 芳昭君）中村町長。

○町長（中村 英明君）いろいろな御意見があるっていうふうに思いますけれども、基本的には国の制度の中で動かざるを得ないっていうのがありまして、それはやめるっていうことも選択肢にあるのかもしれませんが、最低でも、最低でもっておかしいですが、上限が2,400万の地域内循環にはつながるっていうふうに思っておりますので、それなりの効果は私はあるというふうに思っております。消費税のアップによって、それは従来の2%増額になりますので、10月以降のお話ですけれども、それは当然おっしゃられるように、その分だけふえるっていうのは事実ですけども、ただ、今回のこの制度については、プレミアムつきの商品券事業につきましては、国のほうからの消費税アップに対する緩和策の一つだというふうに思っておりますので、せめてそのことは実施していきたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）いわゆる、その他財源で240万円の持ち出しが、国からとはいえ、あるわけですけれども、ここに執行経費の中で、賃金が100万余り組んであります。これはどこで使う賃金なのか教えていただきたいと思ひますし、委託料が270万余りありますけれども、これ、項目がいわゆる事務委託とシステム改修委託と分かれておりますけれども、それぞれがどれだけかという額について教えていただきます。2点でございます。

○議長（山本 芳昭君）渡邊福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡邊 輝紀君）賃金につきましては、これから対象の方に御案内のほうを発送していきます。子育て世帯につきましては、全てが対象ということになりますので、こちらのほうから決定通知のほうをお送りさせていただきますが、低所得の世帯につきましては、あくまでも申請主義ということになっておりまして、そちらのほうに審査をしていく形になります。こういったものに臨時職員の賃金ということ使いたいというふうに賃金のほうは考えております。

それから、委託料の詳細につきましては、商工会のほうに、マックスで90万ということで、現在、事務委託手数料のほうは考えております。それと、システム改修につきましては、181万5,000円ということ考えております。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第1、議案第63号、令和元年度日南町一般会計補正予算（第1号）についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第2、議案第64号、令和元年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

議案第64号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第65号、令和元年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 令和元年陳情第4号 から 日程第6 令和元年陳情第6号

○議長（山本 芳昭君）タブレットの追加議案書その1ファイルをお開きください。

1ページから3ページ、日程第4、令和元年陳情第4号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情、日程第5、令和元年陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情、日程第6、令和元年陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情、各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に、委員会における審査の過程及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

---

#### 陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第4号「ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年6月19日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

国は、社会の偏見に対する救済措置を取らなかったことを謝罪するべきであるが、賠償までの必要はないと考える。

---

#### 陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情」につき、審査の結果を報告する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 荒木 博

日南町議会 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年6月19日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理 由

教育の向上のために、教職員の定数改善と財源の確保は重要である。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された令和元年陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。  
令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 荒木 博

日南町議会議長 山本 芳昭 様

審査の経過及び結果

本委員会は、令和元年6月19日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって採択と決定した。

理由

地方自治体が財政の充実と強化を求めるのは妥当である。

以上。

○議長（山本 芳昭君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

なお、質疑のときは陳情番号をお示しの上、質疑願います。

8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）賛成少数をもって不採択としたという、陳情番号は第4号です。ハンセン病患者家族に対する救済を求める意見書の提出ということですが、過日の総務常任委員会を、私はテレビで傍聴していたわけですが、この陳情に対しての反対者の意見が、たしか明確になかった、意見陳述がなかったように見えていたが、具体的にその常任委員会で、この賛成少数で不採択というのに至った経過について若干説明を願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）この陳情の審査をするときに、審査結果として、反対者の意見が2名ございました。その中で、熊本地裁の件が出ておりましたが、熊本地裁に関しては、審査の結果、まだ結果が28日ということで、出ておりません。それで、鳥取地裁の地方裁の意見を参考にさせていただいて、皆さんと簡単な協議をして決めさせていただきました。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）今、総務教育常任委員長が述べられたことは、その常任委員会で述べられましたか、常任委員長として。要するに、私が聞きたいのは、この陳情を不採択としたいという委員の意見陳述があったのかなかったのか、その不採択とする理由についても述べられたのかどうなのか、この点についてお聞きします。

○議長（山本 芳昭君）荒木博委員長。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）採択に関しては、挙手による採決で決めました。明確な意見は聞いておりません。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）私、総務教育常任委員でございますけれども、今、委員長から後ほど、後ほどという意味だと思っておりますけれども、後でその協議を行って、その意見を決めたということがありますが、私は委員であるのに、その協議には呼ばれておりません。そんなふうに密室で協議して、委員会で協議せずに反対に決めるなんていうことが許されるのでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）その採決を密室ですべて決めたわけではございません。以上です。

○議長（山本 芳昭君）3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）じゃあ、それでは、重ねてお聞きしますが、反対意見がなかったのに、この反対意見がなかった中で、理由が書いてあるというのはどういう意味なんでしょうか。反対意見がなければ、反対する理由も、少なくとも委員会では全く議論もされなかったわけですね。この理由はどっから出てきたんですか、じゃあ。

○議長（山本 芳昭君）荒木博委員長。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）この理由は、賛成の議員の地方裁のことを参考にいたしました。熊本地裁のことをおっしゃったと思いますが。

○議長（山本 芳昭君）そのほかございますか。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）議事録を確認していただければはっきりしておると思いますが、私は、熊本地裁のことについては一切触れてません。坪倉議員が賛成意見を

述べられておったので、おっしゃってないですね、坪倉議員も熊本地方裁のことについては全く触れてないと思います。ですので、今の委員長の答えは間違いだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）私も総務教育常任委員会で審査を加わった一人でありますけども、少なくともここに、結果についてはこのとおりであります、この理由について委員会で全く議論をしておりませんし、委員長に一任をした決議も行っておりません。そういうことからして、この陳情については、再度、総務教育常任委員会に差し戻すべきだと考えます。

○議長（山本 芳昭君）という意見でございますが。

そのほかございますか。（発言する者あり）そういたしますと、質疑につきまして、3件陳情がございしますが、そのほかの陳情については、質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、ここで暫時休憩といたします。再開は10時からといたします。

午前 9時44分休憩

午前10時00分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、私、岡本議員の発言に対しまして質疑は3回と申し上げましたが、私の間違いでございました。会議規則は改正をされておりまして、回数を設けないということになっておりました。申しわけございませんでした。訂正をさせていただきます。

そして、先ほどの件につきまして、もう少し時間を要するようでございますので、ここでまたしばらく暫時休憩といたします。再開を10時20分からといたします。

午前10時02分休憩

午前10時20分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番、古都勝人議員。

○議員（2番 古都 勝人君）先ほどから休憩が続いておりますけども、せっかく全員そろった折であります。質問も今出ておりましたが、このまま会議を進めて、議員各位の思いを討論のほうに進めていただいて、そういった流れのほうがいいのではないかと私は考えております。よろしくお願ひします。

○議長（山本 芳昭君）そうしますと、これより討論、採決を行います。

日程第4、令和元年陳情第4号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情の討論を許します。

まず、原案である陳情第4号に対する賛成者からの発言を許します。

3番、岡本健三議員。

○議員（3番 岡本 健三君）では、討論します。日本共産党の岡本健三です。私は委員会の陳情審査結果に反対の立場から討論を行います。

平成20年6月、国連人権理事会で、ハンセン病患者、回復者及びその家族に対する差別撤廃決議が全会一致で採択されました。この決議は、日本政府が主提案国となり他国へ働きかけ、採択したものです。決議では、救済の対象がハンセン病患者、回復者だけでなく、その家族を含むこと、そして、この問題が医学、あるいは健康の問題だけではなく、明らかに人権侵害を引き起こす差別の一つであることが述べられ、さらに、完全な人権回復の達成がうたわれています。完全な人権回復の達成といったとき、それが単なる国からの謝罪にとどまるのでしょうか。患者、回復者の御家族がこうむった過去の経済的、社会的、そして精神的な損失を完全に補うことは既に不可能ですが、せめて賠償金程度のごことは支払うべきではないのでしょうか。

平成22年には、さきの決議が国連総会本会議で全会一致で採択されました。さらに、平成27年にはグローバル・アピールが東京で初めて開催され、安倍晋三首相が御出席されています。政府と安倍首相の国際社会に対する人権意識の高い国というアピール、それをし続ける日本政府の努力には全く涙ぐましいものがあります。

一方で、国内の裁判では、国は、家族は隔離政策の対象外で、差別や偏見を直接助長したわけではない。国と元患者の遺族らが和解した平成14年時点から3年以上経過し、賠償請求権が消滅したなどと開き直り、あたかもハンセン病元患者の御家族が悪いとでは言うような、まことに矛盾した、まことに見苦しい態度をとっています。

ハンセン病患者の隔離政策のような、あってはならない過ちを二度と繰り返さないためにも、ハンセン病元患者の御家族への真摯な謝罪と精いっぱい賠償を政府は行うべきです。それは、とりもなおさず、政府自身が国際社会へ訴え、求めていることそのものなのです。

以上の理由で、私は、令和元年陳情第4号、ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出を求める陳情原案に賛成いたします。

したがって、委員会での審査結果に反対します。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君）次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

5番、櫃田洋一議員。

○議員（5番 櫃田 洋一君）家族の被害をめぐっては、国は社会の偏見を排除する措置をとらなかつたことに誠意を持って謝罪するべきであると思います。ただ、2001年、熊本地裁判決を契機に、入所者、退所者とその遺族、非入所者本人に各種補償制度が整備されました。しかし、非入所者の遺族は対象外であり、賠償までの必要はないと考え、委員長報告に賛成いたします。

○議長（山本 芳昭君）9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君）原案に賛成の立場で討論いたしますけれども、ハンセン病、いわゆるらい病患者に対する差別というのは、憲法に反する人権差別だということは司法の判断が出ております。それを踏まえまして、政府、衆議院、参議院は元患者、そして患者の皆様にも謝罪と補償金を支払うことを決定をして、そのことが進められております。ただ、三権の中の司法については、最高裁判所から謝罪が出されておりますけれども、最高裁判所の謝罪は、家族も含めた皆様にも謝罪がなされております。先ほど櫃田議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり政府、国会として、家族の皆様にも謝罪を申し上げるのが妥当だと思っております。加えて、その家族の定義が曖昧だという意見もございました。本日じゃないんですけど、そういう話もありましたけれども、家族の範囲というのは、やっぱり国なり司法の判断に委ねるところはありますけれども、一定の救済措置というのがあってしかるべきだと考えております。

よって、陳情第4号について、賛成といたします。

○議長（山本 芳昭君）1番、大西保議員。

○議員（1番 大西 保君）私は、委員長報告に賛成の立場で、これについての反対意見を申します。

確かに、本人に、家族に謝罪をされました。現在、家族の補償について、今、裁判が、今月28日ですか、当初は5月に出る予定でしたけれども、やはり最終的には司法の判断が必要かなと思っております。というのは、以前は、やはり裁判で、平成13年度に請求訴訟ということと熊本地裁であつて、その後、国も認め、謝罪し、賠償も決めました。今回も、今月28日にその裁判の結果が出ると思うんですが、それを見てからでいいんじゃないかということ、今回は反対の立場で言います。

○議長（山本 芳昭君）8番、久代安敏議員。

○議員（8番 久代 安敏君）私は、このハンセン病の家族の救済、あるいは賠償を求める陳情を、ぜひとも日南町議会で採択すべきだという立場で討論をいたします。

日南町ゆかりの作家の松本清張が1960年に著した「砂の器」という作品があります。あれはまだらい予防法の時代でありました。ハンセン病のことを一つのテーマにした作品ではありません。あの姿を見ていて、映像や小説を読んで、本当にハンセン病の患者が、当該者だけでなく、家族に甚大な被害を及ぼしているということを目の当たりにしてきました。特に、中学生向けの啓発パンフレットには入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別について記述がなされております。そして、何よりも大切なことは、政府自身が家族被害を認めているということでありました。したがって、当然、家族被害を認めている政府にあつては、賠償の責任も生じるというのが自明の理ではないでしょうか。

以上の理由から、本陳情は採択すべきだという意見を述べさせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）7番、近藤仁志議員。

○議員（7番 近藤 仁志君）このたびの陳情に対する件について、原案について反対の立場で一言申し述べたいと思います。自分もこのらい病、ハンセン病に関して大変知識は薄いわけでありまして、マスコミ報道であつたり、テレビのニュース、マスコミですけれども、報道で知るのみでありまして、実際に自分が現場を目の当たりにしたわけではありません。そのマスコミ報道に対しても、それがあつた程度クローズアップされた、そういった大変苦労されておられる方、それは十分認めますけど、それに集中した報道になってはいはないかという、ただ、自分も反省するところではあります。

それと、やはり、家族への補償ということですけど、賠償ということですけど、謝罪は

されております。その家族内にあっても対応に差が、十分いろいろあるという話も聞いております。その辺を自分も精査する必要もありますので、このたびの陳情に対しては反対の立場ととらせていただきます。

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和元年陳情第4号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君）起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第5、令和元年陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和元年陳情第5号の委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第6、令和元年陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和元年陳情第6号の委員長報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

#### 日程第7 発議第7号

○議長（山本 芳昭君）タブレット4ページから5ページです。日程第7、発議第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出についてを議題といたします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長（荒木 博君）

#### 発議第7号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る

意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 荒木 博

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る

意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時間の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率

が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源確保をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を求めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)  
衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 伊達 忠 一 様  
内閣総理大臣 安生 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻生 太 郎 三 様  
総務大臣 石田 真 敏 様  
文部科学大臣 柴 山 昌 彦 様

以上。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第7、発議第7号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書提出についての討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 芳昭君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第8号

○議長(山本 芳昭君) タブレット6ページから7ページです。日程第8、発議第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題といたします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、荒木博議員。

○総務教育常任委員会委員長(荒木 博君)

発議第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和元年6月21日

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 荒木 博

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自

- 治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に図ること。
3. 地方交付税における「トッパー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保を図ること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるように見直しを進めこと。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。
- 令和元年6月21日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安倍晋三	様
内閣官房長官	菅義偉	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	石田真敏	様
経済産業大臣	世耕弘成	様
内閣府特命担当大臣	(地方創生規制改革担当) 片山さつき 様	
内閣府特命担当大臣	(経済財政政策担当) 茂木敏充 様	

- 以上。
- 議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。
- 8番、久代安敏議員。
- 議員(8番 久代 安敏君) 基本的には意見書に対しての案に賛成ではありますが、この意見書、陳情を要請された団体の文言を丸ごと、例えば意見書として、10項目にわたって要望が列記されていますけども、今後のことでもあります、しっかり当該の常任委員会で1項目ずつきちっと、もう少し深めた議論をされて、日南町にとって提出すべき意見書の中身についても、さらに吟味を深めて、議論を深めていただきたいと思います、委員長、特に5項目とか7項目についても意見があったと思いますが、どうでしょうか。
- 議長(山本 芳昭君) 荒木博委員長。
- 総務教育常任委員会委員長(荒木 博君) 意見書の中身につきまして、委員会のほうで皆さんと審議をいたしました。先ほど、5項目と7項目ですか、これについてもしっかりと審議をいたしました。5項目については、議員1名から、この5項目の会計年度任用職員というのを非常勤職員であるとか嘱託職員に変えたほうがいいというような趣旨の発言がありましたけども、これはもう2020年度から新しい制度として4月1日から始まるわけですからということで、このままでいいという結論に達しました。
- それから、7項目ですが、例えば減税プラス増税をするようにとか、それから自治体財政にというのに住民生活というのを加えるようにという指摘もございました。という委員もいましたが、検討した結果、地方財政の充実を求めるための意見書でありますので、この原文のままでよろしいという結果に至りました。以上です。
- 議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結いたします。
- これより討論、採決を行います。

日程第 8、発議第 8 号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第 8 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議第 9 号

○議長（山本 芳昭君）タブレット 8 ページから 9 ページです。日程第 9、発議第 9 号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題といたします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西 保君）

発議第 9 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和元年 6 月 21 日

日南町議会 議会運営委員会  
委員長 大西 保

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 21 日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	石 田 真 敏 様
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 様
国土交通大臣	石 井 啓 一 様

以上であります。

○議長（山本 芳昭君）これより本件に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 芳昭君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第9、発議第9号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第10号 及び 日程第11 発議第11号

○議長（山本 芳昭君）タブレット10ページから13ページです。日程第10、発議第10号、中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議、日程第11、発議第11号、行政調査特別委員会の設置に関する決議、以上、発議2件を一括議題といたします。

各案につき、提案者からの提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西 保君）

発議第10号

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和元年6月21日

提出者 議会運営委員会  
委員長 大西 保

中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議（案）  
次のとおり、中心地域整備に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 中心地域整備に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目的 中心地域整備のあり方について、調査・検討を行うことを目的とする。
4. 委員の定数 9人
5. 調査の期間 調査終了まで

発議第11号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和元年6月21日

提出者 議会運営委員会  
委員長 大西 保

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）  
次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 行政調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目的 当面する行政課題及び議会のあり方等に関する調査
4. 委員の定数 議員全員
5. 経費 予算の範囲内とする。
6. 調査の期間 調査終了まで
7. その他 調査日程、調査地、調査事例等の詳細については特別委員会で決定する。

以上であります。

○議長（山本 芳昭君）これより各発議に対する質疑を許します。  
質疑のときは発議番号をお示しの上、質疑、願います。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）質疑を終結いたします。  
これより討論、採決を行います。  
討論、採決は発議ごとに行います。

日程第10、発議第10号、中心地域整備に関する調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
発議第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第11号、行政調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

発議第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第10号及び発議第11号の決定により、特別委員会を設置することになりました。委員会条例第7条の規定により、中心地域整備に関する調査特別委員会及び行政調査特別委員会を開催され、年長議員の指示により、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分からといたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（山本 芳昭君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま各特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告いたします。

○事務局長（花倉 幸江君）報告いたします。中心地域整備に関する調査特別委員会委員長は大西保議員、同副委員長は久代安敏議員です。行政調査特別委員会委員長は大西保議員、同副委員長は櫃田洋一議員です。

○議長（山本 芳昭君）ただいま事務局長の報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君）タブレット14ページです。日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット14ページから15ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定いたしました。

日程第13 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君）タブレット16ページ、日程第13、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。委員会の国会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、以上、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。先ほど行政調査特別委員会委員長から委員派遣承認要求書の提出、また中心地域整備に関する調査特別委員会、行政調査特別委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、委員の派遣について、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 委員の派遣について

○議長（山本 芳昭君）追加議案書（その2）ファイルをお開きください。タブレット1ページ、追加日程第1、委員の派遣についてを議題といたします。本日、行政調査特別委員会委員長、大西保議員から委員派遣承認要求書が提出され、委員の派遣を承認したので報告します。お諮りいたします。委員の派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、委員の派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

追加日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（山本 芳昭君）タブレット2ページ、追加日程第2、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続審査について、中心地域整備に関する調査特別委員会、行政調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君）ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君）6月の定例議会の閉会に当たりまして、私のほうから一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

改選後、最初の定例議会ということで、多くの皆さんに一般質問等もしていただき、ありがとうございました。執行部側のほうも、4月からの異動等も職員体制の新しい体制の中でありまして、皆さん方にふなれなところもあったというふうに思っておりますけれども、引き続き事業の推進に邁進していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願います。

また、先日は、新潟・山形県沖で地震がありまして、震度6強ということでありました。多くの皆さんのけが人であったり、避難者であったり、家屋等の被害がたくさんあったというふうに思っております。お見舞い申し上げたいというふうに思います。

あす22日は夏至でありまして、北半球で昼が一番長い日ということでもありますけれども、これから夏、秋に向かいますが、先般は朝どれのほうも開始されまして、これから米づくりやトマトづくり、ネギ、ピーマンなどの日南町としての生産物の生産が盛んになるというふうに思っておりますが、健康で生産に励んでいただきまして、順調な生産物が、実りがあることを願うところであります。

最後になりましたけれども、議案の全ての承認をいただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君）お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了いたしました。  
これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君）御異議なしと認めます。よって、令和元年第4回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前11時21分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（山本 芳昭君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
今期定例会は、6月17日から本日まで5日間にわたり提案された議案について熱心に審議され、本日ここに全議案議了しましたことは、議長として厚く感謝を申し上げます。執行部におかれまして、4月に丸山副町長、伊田教育長が就任され、農林課長、福祉保健課長、教育次長、議会事務局長、会計管理者、保育園長が昇進、または異動されました。また、議会においては、日南町議会議員一般選挙において、議員定数は12名から10名となり、新人議員3名が当選されました。改選後、初の定例会であり、一般質問に7名の議員が登壇するなど、活発な議論が交わされました。  
私も議長として初めて迎える本会議でありました。5月には年号も平成から令和へとかわり、さまざまな面で新しくスタートを切る年度になると思います。  
また、本町など中山間地域にはなくてはならない過疎地域自立促進特別法が令和2年度で終了するため、議員発議によって新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出すること、また、前期に引き続き、中心地域整備に関する調査特別委員会の設置もされました。  
議員各位におかれましては、初心忘れることなく、町民の福祉向上のため、さらに一層の熱意を持って議会活動に取り組んでいただくことをお願いし、町長初め、執行機関の皆様方の御協力に対し衷心より厚くお礼を申し上げて、6月議会を閉じます。御協力ありがとうございました。

---